

希望園を施設見学することができます。
希望する場合は、園に直接、申し出てください。

令和5年度 幼稚園・保育所・認定こども園の園児募集



受付期間：10月3日(月)～21日(金) (土・日・祝日を除く)

※入園・給付認定の基準日は令和5年4月2日

幼稚園・保育所・認定こども園クラス年齢表			
クラス年齢	生 年 月 日	クラス年齢	生 年 月 日
0歳児クラス	令和4年4月2日～	3歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日
1歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日	4歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日
2歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日	5歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日

令和4年9月10日現在

区分	施設名	所在地	電話番号
幼稚園	公立 半田幼稚園	揖保川町新在家173-3	64・3222
	河内幼稚園	揖保川町浦部179	72・2586
保育所	公立 神岡保育所	神岡町田中668-2	65・1193
	西楽保育園	神岡町東鷺崎92-2	65・1860
	揖保みどり保育園	揖保町揖保中97-3	67・8055
	たんぼぼ保育園	龍野町宮脇10-4	63・2777
	龍野太陽保育園	揖保町今市334-1	67・1351
	東栗栖保育園	新宮町能地338-2	75・0188
	香島保育園	新宮町香山1430-1	77・1014
	岩見保育所	御津町岩見1462	322・3657
	私立 龍野こども園	龍野町上霞城130	62・0392
認定こども園	公立 小宅北こども園	龍野町片山6	63・0487
	小宅南こども園	龍野町富永404	63・4640
	揖西東こども園	揖西町清水30-1	66・0270
	揖西中こども園	揖西町構47-1	66・2405
	誉田こども園	誉田町広山507-5	63・0816
	西栗栖こども園	新宮町鍛冶屋77	78・0813
	新宮こども園	新宮町新宮430-1	75・4185
	神部こども園	揖保川町黍田5-2	72・2487
	御津北こども園	御津町中島980	322・2278
	御津南こども園	御津町岩見320	322・2502
	まことこども園	神岡町沢田467-1	65・1569
	すみれこども園	揖保町西構46-1	67・0337
	旭こども園	龍野町富永16	63・1848
	私立 あそびの丘	揖西町小畑541-1	72・8825
	心光こども園	新宮町仙正187-4	75・3318
	第一仏光こども園	揖保川町山津屋67-2	72・3240
	まあや学園	揖保川町二塚385-1	72・4630
	じょうせんこども園	御津町朝臣130	322・1870

幼稚園児の募集(1号)

幼稚園では、幼児の主体的な活動である『遊び』を通して、自主性や創造性を大切に、心豊かなたくましい子に育つよう取り組んでいます。

道徳心や、人とのふれあい、自然とのふれあいを重視し、「生きる力」の基礎を培っています。

対象 4歳児(年少組)～5歳児(年長組)の幼児

申込方法 提出書類一式を幼児教育課に提出

受付時間 **幼児教育課** 8時30分～18時

受付手順 ①幼児教育課へ申し込み
②市から入園内定をもらう
③市から支給認定証等を送付
④入園

■河内幼稚園は、令和4年度末閉園のため、新規の園児募集は行いません。

■半田幼稚園は、令和4年度から休園しており、利用園児の申込状況により閉園を検討します。

提出書類

1号・2号・3号共通：入所申込書、給付認定申請書、児童個別連絡票

2・3号のみ：保護者の「保育を必要とする事由」を証明する書類(就労証明書等)、入所に関する確認書

◎給付認定申請書には、マイナンバー(個人番号)が必要です。

◎現在入所中で、来年度も継続入所を希望される方は、保育所等から配布される保育所等継続入所調査票を提出してください。

【保育所・認定こども園の年度途中(募集期間外)の申し込みについて】

定員に空きがあれば入所可能です。ただし、保育士の配置等で入所できない場合があります。

出生、育児休業期間満了等で年度途中に入所希望の方についても、募集期間内に申し込みください。

▶問い合わせ先(提出書類配布場所および提出先)

各保育所・認定こども園または

幼児教育課幼保管理係(☎64・3222)

■地域振興課市民健康福祉係(☎75・0253)

■地域振興課市民健康福祉係(☎72・2523)

■地域振興課市民健康福祉係(☎322・1451)

一部の提出書類は市ホームページからダウンロードできます。→



電子申請はこちら→

電子申請には必要なもの・申請できる条件があります。

詳しくは市ホームページをご確認ください。



保育所園児の募集(2・3号)

保育所は、保護者の就労等により保育を必要とする児童に対し、保育を行う施設です。

出生後から就学までの長期間にわたり保育を総合的に実施することで、生涯にわたる人格形成の基礎を培っています。

対象 0歳(おおむね3カ月経過後)～5歳児で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する乳幼児

申込方法 提出書類一式を幼児教育課、各総合支所地域振興課または各保育所に提出

受付時間 **各保育所** 8時30分～16時30分
幼児教育課 8時30分～18時
各総合支所地域振興課 8時30分～17時15分(金曜日のみ19時まで)

受付手順
①幼児教育課、各総合支所地域振興課または各保育所へ申し込み
②利用調整を受ける
③市から利用調整の結果を通知
④市から支給認定証等を送付
⑤入所

幼稚園、保育所または認定こども園を利用するためには、市から年齢や教育・保育の必要性に応じた「給付認定」を受ける必要があります。認定区分により利用できる施設が異なりますので、どの認定区分に当てはまるのかを確認し、手続きを行ってください。

給付認定の区分

区 分	対 象	利用できる施設
1号認定	保育を必要としない 4～5歳児(幼稚園) 3～5歳児(認定こども園)	幼稚園・ 認定こども園
2号認定	保育を必要とする3～5歳児	保育所・ 認定こども園
3号認定	保育を必要とする0～2歳児	

■各幼稚園・保育所・認定こども園において、入園児童数に応じて異年齢保育を行う場合があります。また、**入園希望児童数が少なく、集団教育の実施が困難となる場合は、休園とする場合があります。**

■申込児童数が受入可能児童数を超えた場合は利用調整を行い、希望に添えない場合は空いている施設を斡旋します。

■募集についての詳しい内容は、幼児教育課、各総合支所地域振興課、または各保育所・認定こども園に設置の「入所・入園の手引」をご覧ください。

※保護者が、次の「**保育を必要とする事由**」のいずれかに該当する場合、2号・3号の認定をします。

☐就労(フルタイムの外、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、すべての就労を含む)

☐妊娠・出産

☐疾病・障害

☐親族の介護・看護

☐災害復旧

☐求職活動(起業準備を含む)

☐就学

☐育児休業取得時に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である

